



令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月28日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第146号

令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本酒製造原価の大部分を占める岐阜県産酒造用原料米が、令和7年度に急激な価格高騰となったことにより市内の酒蔵の経営を著しく圧迫していることに鑑み、令和8年度において市内の酒蔵が購入する岐阜県産酒造用原料米の購入費用に対し、予算の範囲内で令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、市内の酒蔵の令和8年度における仕入れコストの影響を緩和し、安定的な経営と事業の継続を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 岐阜県産酒造用原料米 岐阜県産ひだほまれ、岐阜県産山田錦、岐阜県産加工用米、岐阜県産ひだみのり及び岐阜県産たかやまもちをいう。
- (2) 飛騨酒造組合 飛騨地域の酒税法（昭和28年法律第6号）第7条に規定する清酒の製造免許を有する者で構成される団体をいう。

(補助対象となる団体)

第3条 補助対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、飛騨酒造組合とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体に加盟する市内の酒蔵が令和8年度に岐阜県産酒造用原料米を購入するために要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の範囲内において、補助対象団体に加盟する市内の酒蔵ごとに、次に掲げる算定式により算出した額の合計額とする。ただし、一つの酒蔵につき500万円を限度とする。

- (1) 各酒蔵において購入している令和7年産の岐阜県産酒造用原料米の令和7年度における1俵当

たりの契約価格から、令和6年産の岐阜県産酒造用原料米の購入に係る令和6年度における1俵当たりの契約価格を控除した額（以下「価格差額」という。）

- (2) 価格差額に、令和7年度に各酒蔵が契約した当該原料米の数量を乗じて得た額の2分の1の額（1,000円未満の端数は切り捨て）

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請者」という。）は、令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業内訳（様式第2号）
(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定した場合は、令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業購入実績内訳（様式第5号）
(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。
3 市長は、概算払いにより交付した額が交付すべき補助金の額を超えているときは、申請者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

（調査等）

第10条 市長は、当該事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は現地を調査することができる。

- 2 申請者は、前項の規定による報告の聴取及び調査を求められたときは、これに応じなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金返還命令書(様式第7号)により補助金の全額又は一部の返還を命ずることができるものとする。

3 申請者は、前項の規定により返還命令を受けた時は、補助金の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月28日から施行し、令和8年度の予算に係る補助金について適用する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

下呂市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
連 絡 先

令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付申請書

下記のとおり令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の下呂市税の納入状況を調査すること並びに、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 補助金交付申請対象期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間分

2 補助金交付申請額 円

添付書類

- (1) 令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業内訳（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号 (第6条関係)

令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業内訳

飛騨酒造組合に加盟する下呂市内の酒蔵における令和7年岐阜県産の原料米の酒造用原料米価格と令和6年岐阜県産の酒造用原料米価格の差の内訳は以下のとおりです。

単位：円

令和7年産の1 俵当たりの価格 (契約時) ①	岐阜県産ひだほまれ		岐阜県産山田錦		岐阜県産加工用米		岐阜県産たかやまもち		価格上昇 金額計⑤	補助金申請額 ⑧×1/2 (千円未満切り捨 て) (上限5,000千円)	
	7年 産契 約数 量 (俵)	価格上昇 金額 (数量×③)	7年 産契 約数 量 (俵)	価格上昇 金額 (数量×④)	7年 産契 約数 量 (俵)	価格上昇 金額 (数量×⑤)	7年 産契 約数 量 (俵)	価格上昇 金額 (数量×⑦)			
令和6年産の1 俵当たりの価格 (契約時) ②											
価格差額(①-②)		③		④		⑤		⑥	⑦		
酒蔵名	7年 産契 約数 量 (俵)	価格上昇 金額 (数量×③)	7年 産契 約数 量 (俵)	価格上昇 金額 (数量×④)	7年 産契 約数 量 (俵)	価格上昇 金額 (数量×⑤)	7年 産契 約数 量 (俵)	価格上昇 金額 (数量×⑥)	7年 産契 約数 量 (俵)	価格上昇 金額計⑧	補助金申請額 ⑧×1/2 (千円未満切り捨 て) (上限5,000千円)
合 計											

※上記の内容を証する契約書を添付すること。

年 月 日

様

下呂市長

（公印省略）

令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金について、下記のとおり決定したので、令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 決定事項 交付 ・ 不交付（理由）

2. 交付決定額 円

（内訳）

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

下呂市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 により補助金の交付決定を受けた令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業について、次のとおり令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金名
- 2 補助金交付額
- 3 事業の実施内容

「令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業購入実績内訳」のとおり

- 4 事業等に要した経費 _____ 円

添付書類

- (1) 令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業購入実績内訳(様式第5号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号 (第8条関係)

令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業 購入実績内訳

飛騨酒造組合に加盟する下呂市内の酒蔵の令和8年度における岐阜県産酒造用原料米の購入実績は以下のとおりです。

酒蔵名	岐阜県産 ひだほまれ		岐阜県産 山田錦		岐阜県産 加工用米		岐阜県産 ひだみのり		岐阜県産 たかやまもち		合計 (①+②+③+④+⑤)
	① 購入金額 数量	② 購入金額 数量	③ 購入金額 数量	④ 購入金額 数量	⑤ 購入金額 数量						
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵

※上記の内容を証する資料を添付すること。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

下呂市長

（公印省略）

令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金について、下記のとおり確定したので、令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 補助金名

2. 補助金交付額

円

様式第7号 (第11条関係)

年 月 日

様

下呂市長

(公印省略)

令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金返還命令書

年 月 日付けで交付決定した令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金について、令和8年度岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金交付要綱第11条の規定により補助金の返還を命じます。

記

1. 補助金返還額 円
2. 返還期限 年 月 日
3. 返還方法 振込みにより納付すること。
(ただし、振込手数料が発生する場合は自費とする。)